

令和7年度 みやぎぶたたま+乳商品販売会 実施要項

宮城県農政部畜産課
生産振興班

1 目的

県畜産物(卵・豚肉・牛乳)を活用した商品のPRや情報発信を行い、県畜産物の認知度向上や、消費拡大を促進する。

2 主催

宮城県農政部畜産課

3 実施場所

県庁行政庁舎1階玄関ホール(別紙図面参照)

4 出店料

無料

5 実施期間

- (1) 令和7年10月20日(月)及び10月21日(火)
- (2) 令和7年12月15日(月)及び12月16日(火)

6 準備及び撤収

準備と後片付けを含めて、午前9時から午後3時までとする。

販売時間は、原則午前10時から午後2時までとする。

7 実施内容

(1) 出店対象者

食品等事業者(小売業・飲食店)、採卵養鶏生産者(直売)、酪農生産者(直売)、生産者団体、県、市町村(単独・広域又は複数)

(2) 販売物

県内に主たる事業所を有する事業者等の商品で、事前に販売商品として届出した食品(生鮮食品、加工食品)とし、次の要件を満たすこと。

【鶏卵・豚肉の場合】

- ・ 原料に県内で生産された鶏卵又は豚肉を使用して製造されたもので、銘柄(ブランド)あるいは生産者(生産農場でも可)を明記して販売するもの。

【乳製品の場合】

- ・ 県内で製造された乳製品。

【全事業者共通】

- ・ 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を販売する場合は、適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵ケースを持ち込むこと。
- ・ 実施場所での調理行為、火気の使用は厳禁。
- ・ 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。

(3) 出店・販売にあたっての注意事項

- ・ 団体においては実施条件を厳守し、運営責任者を実施団体内から選任すること。
- ・ 出店にあたっては、事前に仙台市保健所青葉支所に食品衛生法に基づく営業届を提出すること。

食品表示法に関すること

- 令和4年4月1日から、全ての加工食品(輸入品を除く)の重量割合が最も高い原材料に対して、その原産地の表示が義務付けられています。

(参考)消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html#business

- 令和5年4月1日から、遺伝子組換え表示制度が変わりました。(任意表示の変更)

(参考)消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

食品衛生法に関すること

- 令和3年6月1日から、原則、全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められています。
- 令和3年6月1日から、営業届出制度が施行されました。本販売会に出店する場合は、一部の届出対象外営業者(採取業等)を除き、事前に『仙台市保健所青葉支所(青葉区役所内)』へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品(包装品)や弁当・総菜の販売も届出対象になりますので注意してください。届出の可否等、食品衛生法に係る営業届出に不明点等がある場合は、仙台市保健所青葉支所(TEL: 022-225-7211)にお問合せください。

(参考)厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/houkaisei.html>

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/junshu.html>

(4) 使用可能な備品等

イ 貸し出し可能な備品

- | | |
|--------------|--------------------|
| 折りたたみテーブル(大) | 1台(240cm×75cm) |
| 折りたたみ椅子 | 2台(44cm×51cm×74cm) |

□ 持ち込み可能な備品

※夜間保管場所がないため、1日ごとに持ち帰ること。

- ・貸出テーブル上に設置する陳列カゴ等の備品
- ・販売スペース内に設置可能なもの(パンフレットスタンド等)
- ・テーブル(上記の折りたたみテーブルのサイズに準じる大きさのもの)
- ・冷凍・冷蔵ケース:電気容量1,200W以内でかつ指定された販売スペース内に設置できる場合に限る。
- ・のぼりを使用する場合は、ポール及びポールスタンドは各自用意すること。
- ・ポスター等の掲示用パネルについては、事前に相談すること。(壁への貼付けは不可)

(5) 搬出入の際は、県庁舎北側のサービスヤードを使用すること。

(6) 出店者用の駐車場として、県指定駐車場(ふるさとビル)を1事業者につき1台まで利用可とする。

8 出店手続き

(1) スケジュール

時期	手続き
開催約1ヶ月前	①出店希望票を提出 ②県畜産課から出店者決定の連絡をします ③県畜産課から実施までのスケジュールや必要な書類等について連絡します
開催約2週間前	④イベント企画書・行政庁舎1階玄関ホール使用届出書・販売商品一覧を提出
開催約1週間前	⑤県畜産課から県庁駐車許可証を送付します
開催終了後1ヶ月以内	⑥展示・即売会に係る売上額を県畜産課に報告

(2) 出店期間

一つの出店者あたり2日単位の出店を原則とする。ただし、複数の事業者が共同で出店する等の場合においては、出店者全体で2日の開催期間としてもよい。単日出店も認めるが、出店希望が多数となった場合には、2日単位の出店者を優先する。

また、複数月の出店を認めるが、出店希望が多数となった場合は、初めての出店者を優先する。

9 実施条件

実施に際しては、以下の条件を厳守すること。

なお、これらの条件が遵守されない場合には、期間中であっても、直ちに展示・即売を中止させることとなるので、十分留意すること。

(1) 出店者は運営責任者を選任し、次の役割を担わせること。

イ 展示・即売会の運営全般に対する管理指導

ロ HACCPに沿った衛生管理及び食品表示の適正化に対する管理指導

※ 運営責任者は事前に届け出た販売リストと販売する物品が合致するか確認すること。

※ 販売商品の表示について、期間の初日に確認指導を実施する場合があるので、運営責任者は立ち会うとともに、指摘事項があった場合には、責任を持って関係者へ周知徹底を図ること。

(2) 本事業は、県ホームページなどを通じて県民に事前告知をすることから、災害その他のやむを得ない場合を除いて日程の変更や中止を認めないので、留意すること。

(3) 宮城県産畜産物(豚肉・卵・牛乳)、又はそれらを原材料とした加工食品の販売を行い、地産地消の推進に努めること。

※県から、県主催の販売会の開催チラシや県産畜産物紹介パンフレット等の設置を

求めることがあるため、その際には展示スペース内の設置に協力すること。

(4) 当日は、以下の事項を遵守すること。

イ 指定された実施区域を厳守すること。備品等は区域をはみ出して設置しないこと。

ロ HACCPに沿った衛生管理を徹底すること。

ハ 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を展示・即売する場合は、適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵庫を持ち込むこと。

ニ 行政庁舎内での開催であることから、他の目的で訪れる一般来庁者や見学者の妨げにならないように十分配慮すること。特に、密封包装とするなど、においが漏れないように対応策を講じること。

ホ 試食は、禁止とする。

ヘ 呼び込み行為は、行わないこと。

ト ポスター等の壁面への貼付は行わないこと。

チ 使用済みの段ボール箱やゴミは持ち帰ること。また、来庁者の目に触れる場所にゴミ等を放置しないこと。

リ 原則として、商品の置き置きは行わないこと。客からの強い要望等により、商品を預からざるを得ない場合は、必ず連絡先を聞き、代金決済は商品と引換に行うこと。

ヌ 販売商品の苦情等については、出店者が対応すること。